

それって 「ブラックバイト」

じゃない?

知っておきたい法律のポイント

法務支援センター 教授
弁護士 岩井羊一

アルバイト

- ・なんのためにやるのか
- ・どうしてお金がもらえるのか

お金をもらう方法

・売る

たとえば 八百屋 魚屋
スーパー
デパート
身近には ブックオフに本 CDを売る

売買契約

お金をもらう方法

・お金を使う

住宅ローン
消費者ローン

消費貸借契約

お金をもらう方法

・物を貸す

アパートの賃貸
駐車場の賃貸
レンタカー

賃貸借契約

お金をもらう方法

・何かをする

家を建てる 大工
請負契約
会社の役員 会社のため
弁護士 税理士等 依頼者のため
委任契約

お金をもらう方法

・働く

正社員

パート・アルバイト

派遣

雇用契約

「働く」とは？ 「労働契約」を結ぶこと

自分の力（労働力）を提供して、
賃金を受け取る人

= 労働者

労働者に指揮命令し、賃金を支払う人

= 使用者

(労働者を使う立場の人)

「働く」ことの特徴

- ・ 労働力の提供 人間の行為(物ではない)
cf売買 消費貸借 賃貸借
- ・ 指揮命令に従う
cf請負 委任
→お金の性質
「労働」の対価

「働く」ことの問題

- 人間の行為
いのち、健康が問題になる。
労働者の保護が必要
- 対等ではない
労働「市場」 使用者が有利
労働者の保護が必要

法律で特別な制限

- いのち 健康
労働基準法 労働安全衛生法
いのち健康を害さないように
- 対等ではない
労働契約法 労働基準法
最低賃金法 労働組合法
不当に安いお金で働かないように
雇用調整
失業しないように

「ブラックバイト」って？

- ・違法な長時間労働



「ブラックバイト」って？

- ・契約内容と違った業務



そもそも「ブラックバイト」って？

- ・厳しいノルマ



そもそも「ブラックバイト」って？

- ・大学の試験期間であっても休ませてくれない



そもそも「ブラックバイト」って？

学生であることを尊重しないアルバイト



バイトをはじめるにあたって大事なこと

なかなか良いバイト
がないなあ…



バイトをはじめるにあたって

面接の時、採用の時、決められた条件を
しっかり覚えておこう！

できればその時に、雇用契約書や労働条
件通知書のコピーをもらうようにしよう！

なんだか良さそ
うなバイトに決ま
ったぞ！



法律では

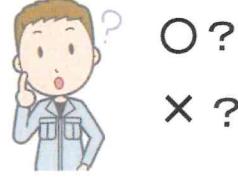
使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません（労働基準法15条）

給料について

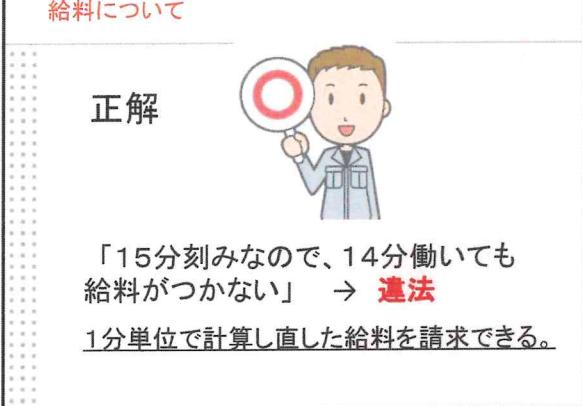


給料について

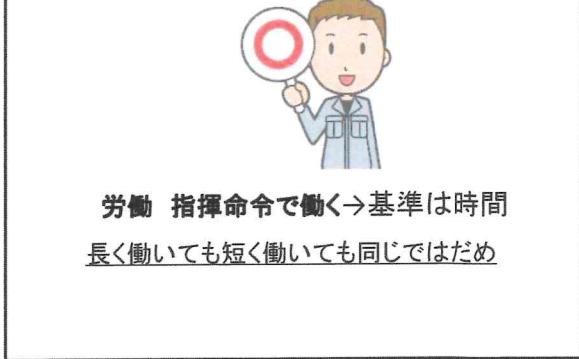
時給は、1分単位で計算される。



給料について



どうして1分単位か



労働時間について

制服に着替える時間はアルバイト代は払わなくても良い?



○?
×?

労働時間について

正解



制服への着替えも、準備・片付けも、
雇い主の「業務命令」に基づく労働!
→実際の労働時間を証明する証拠を残すこと
(職場の時計を写メで保存)。

どうしてか

正解



労働は時間ではかる。

労働に必要な時間について働いた
分は払ってもらえる。

給料について

アルバイトには残業代は出ない。



○?
×?

給料について

正解



出ます。残業の有無に、正社員との
差はありません。

残業代不払いは、違法です。

違反した雇い主には30万円以下の罰金が科される
(当其法120条1項)

覚えておこう!

・割増賃金(残業代)の計算の仕方

	深夜労働時間以外	深夜労働
法定時間内労働		25%
法定時間外	1月 45時間 内	50%
	1月 45時間 超 60時間 以内	50%
	1月 60時間 超	75%
法定休日労働	35%	50%

割増残業代の趣旨



通常よりたくさん支払わせることで時間外・休日労働を抑制する

労働時間、休日について

今週は「人手が足りないから出て」と頼まれて7日連続勤務・トータル60時間以上働いた…。バイト料は弾んでくれるし、必要とされてるんだから、仕方ない??



労働時間、休日について

正解



原則違法

36(サブローク)協定が結ばれていない場合、使用者には6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される(労基法119条1号)。

覚えておこう!

労基法の基礎知識

・ 労働時間

⇒週40時間、1日8時間

・ 休日

⇒毎週少なくとも1日の休日

覚えておこう!

労基法の基礎知識

【例外】(労基法37条)

36協定(さぶろくきょうてい)

アルバイトも協定をして労基署に届けているときだけ労働時間外 休日もOK (労基法36条)。

労働時間、休日について

アルバイトでも有給休暇がとれる??



○?

✗?

労働時間、休日について

正解



- ①入社した日から**6ヶ月以上**働き続けていること。
②会社で決められた勤務日数の**80%以上出勤**。
⇒①②を満たせば、アルバイトでも有休をとれる。

※ 口頭の申請で足り、理由を言う必要はない。
(会社に申請用紙がある場合もあるので確認を)

労働時間・休日について

有給休暇の
趣旨



労働者の健康で文化的な生活の実現に資するために、労働者に対し、休日の外に毎年一定日数の休暇を有給で保障する制度。

シフトについて

突然店長から電話で「今日はヒマだから来なくていいよ」。そんな…予定空けてたのに。出勤していないから給料はもらえない？



○?

✗?

シフトについて

正解



6割であればもらえる可能性！

勤務日が減らされたことについて、雇う側に原因がある場合、**休業補償として賃金の6割**を請求できます(労働基準法26条)。

雇う側にやむを得ない事情がある場合は請求できませんが、もともとシフトに入っていたのに「ヒマだから」だけでは「やむを得ない」と言えないでしょう。

シフトについて

最初バイトをはじめると、店長から、週3日と言っていたのに、週5~6日の勤務になってしましました。辞められる？



○?

✗?

シフトについて

正解



シフトも「労働条件」ですので、明示された労働条件と事実が異なる場合、**労働者は辞めることができます**(労基法15条2項)。

なお、雇う側には、「労働条件」を明らかにする義務があります(労働基準法15条1項)。

⇒ バイトをはじめるとき「労働条件」をちゃんと確認しよう！

罰金などについて

罰金、懲罰、買取強制について

～「自分が悪いから仕方ない」は誤り～



罰金などについて

皿やグラスを割ると、罰金として給料から勝手に天引きされる。
これって仕方ない？



罰金などについて

正解



給料は、労働時間に対応する全額が支払わ
れなければならず（全額払いの原則）、使用者
が一方的に天引きすることは**違法**です。

また、皿やグラスの代金も必ずしも労働者が
弁償しなければいけないわけではありません。

罰金などについて

相殺

（そうさい）

禁止



全額払いの原則

生活の基盤である賃金を労働者に確実に受
領させるための制度

罰金などについて

毎月のノルマがあって、達成で
きないと余った商品を買わされ
る。買い取らないといけない？



罰金などについて

正解



買い取る義務はありません。

明示的な強制でなくても、「ノルマが達成でき
なければ解雇する」と事実上強制され、自ら進
んで購入するようなケースは「**自爆営業**」と呼ば
れます。**仲間と協力して拒否**しよう！

退職・解雇

退職・解雇について
～辞めたいのに辞められない？～



定期試験前だけバイトが忙しくって…。バイトを辞めたいんだけど、辞めていいのかな？



○?
×?

退職・解雇

正解



辞めることができます。

⇒いつでも退職できる。
退職希望を伝えてから2週間で契約終了。
【契約期間が決まっている場合には例外があるので弁護士に相談してください】

退職・解雇

«よくある相談事例»
【辞めたいと伝えたら、「損害賠償請求するぞ」と脅された】
→ 辞めさせないために使用者が使う常套手段。
賠償請求できません。

【自分が辞めたら、他のバイトが大変になるといわれた】
→ 人手が足らなくならないように調整するのは、
使用者の仕事

退職・解雇について

アルバイトならいつでもクビにできる。



○?
×?

6 退職・解雇

正解



理由もなく解雇できません。
アルバイトであっても解雇するには**客観的に合理的な理由**が必要。

「働く」とは？～労働者の権利と義務～

学生バイトも**労働者としての権利**がある
ワガママ
ではない！



さらに詳しく知るために

ア 動画 東京都

・【動画で見る】若者必見！知らないと損する「労働法」

イ 画像 ブラック企業被害対策弁護団

ブラックバイトを、辞めます

- ・コンビニ編
- ・居酒屋編
- ・個別指導塾編



さらに詳しく知るために

ウ マンガ

厚労省が出している労働法のマンガ解説があります。

エ チラシ・リーフレット

①厚生労働省

②ブラック企業対策プロジェクト

・「新学期用ブラックバイト啓発パンフレット」

③首都圏青年ユニオン

④ブラック企業対策プロジェクトが出している冊子

・無料冊子第5弾『ブラックバイトへの対処法—大変すぎるバイトと学生生活の両立に困っていませんか？』



ブラックバイトの相談

おかしなこと、困ったことがあれば、
気軽に弁護士に相談

ブラックバイトの相談について
Twitter ブラックバイト対策弁護団
のページ

「ブラックバイト対策弁護団」
で検索
無料で電話相談できます



ブラックバイトの相談

おかしなこと、困ったことがあれば、
気軽に相談

愛学リーガルクリニック

毎週水曜日 12時から15時

無料法律相談

法務支援センターの実務家教員(弁護士)と
研究科教員が無料で相談

2018年3月12日
法務支援センター 田中淳子

学生生活と法的責任（1）

～飲酒による生命・健康の被害を与えた場合～

1. 飲酒・喫煙と未成年 未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法 により未成年者の喫煙、飲酒は禁止されている。

未成年者喫煙禁止法	未成年者飲酒禁止法
<p>第1条 満20歳未満の者の喫煙を禁止している。</p> <p>第2条 未成年者が第1項に違反した場合、喫煙のために所持する煙草およびその器具について、行政処分としての没収が行われる</p> <p>第3条 未成年者の喫煙を知りつつも制止しなかった親権者やその代わりの監督者は、刑事罰である科料(1万円未満)に処せられる</p> <p>第4条 煙草又は器具の販売者は満20歳未満者の喫煙の防止に資するために年齢の確認その他必要な措置を講ずるものとする。努力義務という規定のされ方である</p> <p>第5条 満20歳未満の者が自ら喫煙することを知りながらたばこや器具を販売した者は、50万円以下の罰金に処せられる</p> <p>第6条 法人の代表者や営業者の代理人、使用人その他の従業者が、法人ないし営業者の業務に関して満20歳未満の者に煙草を販売した場合には、行為者とともに法人ないし営業者を前条と同様に罰する(両罰規定)</p>	<p>第1条</p> <p>1. 満20歳未満の者の飲酒を禁止する</p> <p>2. 未成年者の親権者や監督代行者に対して、未成年者の飲酒を知った場合に、これを制止する義務を規定する</p> <p>3. 酒類を販売する営業者(酒屋、コンビニエンスストアなど)又は供与する営業者(飲食店、居酒屋、スナックなど)が、満20歳未満の者に対して、飲酒することを知りながら、酒類を販売又は供与することを禁止する</p> <p>4. 酒類を販売する営業者又は酒類を供与する営業者に対して、満20歳未満の者の飲酒を防止するための、年齢確認その他必要な措置をとるものとされる</p> <p>第2条 未成年者が、飲用のために所有・所持する酒類およびその器具について、没収・廃棄などの必要な処置が、行政処分として行われるとしている。</p> <p>第3条</p> <p>1. 未成年者自身が飲酒することを知りながら、未成年者に酒類を販売・供与した営業者に対して、50万円以下の罰金を科す</p> <p>2. 未成年者の飲酒を知って制止しなかった親権者や監督代行者に対して、科料を科す</p>

2 飲酒・喫煙と自己決定権 成年であれば、飲酒、喫煙は、自分の自由な意思で決定できることがらである（自己決定権の尊重）

↓ しかし

3 自己決定であればどのような場合であっても、その責任は自己責任か？

★ 資料 新聞の記事から少し考えてみよう。

4 法的な責任 飲酒が原因で一緒に飲んでいた仲間の体調に異変（健康被害）が生じたり、その後、死に至つてしまったら、法的には少なくとも3つの責任が生じる可能性が考えられる。

(1) 【民事上の責任】

- 債務不履行責任（民法415条）債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする
- 不法行為（民法709条）故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

→たとえば、仲間と一緒に飲んでいる時に、嫌がる仲間に酒をすすめ短時間の間に大量のアルコールを飲ませた結果、泥酔し、嘔吐物を喉に詰まらせ窒息死してしまった場合には、故意（無理やり）に飲酒させることにより、あるいは安全を確保するよう配慮する義務に違反したりしたことで法律上保護される権利・利益（生命、健康）を侵害した者は、莫大な額の損害賠償を負担することも考えられる。

【裁判例】福岡高平成18年11月14日判例タイムズ1254号203頁

大学のボート部に所属する新入生Cが、同部の新入生歓迎コンペで早飲み競争（一気飲み）等をして意識がない状態になったのに、Cを医療機関に搬送せず、同じ新入生のアパートに運んで寝かせていたところ、翌朝、死亡するに至ったという場合に、同部の部長やキャプテンを始め、Cを同アパートに運ぶなどした上級生部員らには、Cに対する保護義務違反【安全配慮義務違反】があり、民事上の責任を免れない。

具体的には、二次会のかなり早い段階で高度に酩酊してしまったCについて、関係者は、Cの生命身体に対する安全の確保が必要。たまたまCの近くに居合わせた上級生、前年のキャプテン、車への同乗を指示された者、見回りへの同行を依頼された者、新入生の世話係の役目を担っていた者、Cを宿泊場所に搬送するのを手伝った者、自動車を保有していたために、酩酊した新入生の搬送役を割り当てられた者らは、いずれも偶然に酩酊したCとの関わりを持ったにすぎない。

しかし、いやしくも一旦そのような関係が形成された以上、Cに対する安全配慮義務（保護義務）を負うものであり、同義務を全うしなければならない立場にあるものというべきである。

(2) 【刑事上の責任】

●傷害罪（刑法 204 条）

人の身体を傷害した者は、**15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する**

●強要罪（刑法 223 条）

1. 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、**3 年以下の懲役に処する**
2. 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする
3. 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

●保護責任者遺棄罪（刑法 218 条）

老年者、幼年者、身体障害者又は**病者を保護する責任のある者**がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、**3 月以上 5 年以下の懲役に処する**

→泥酔した仲間のために救急車を呼んで保護することもなく、その場に放置して帰ってしまう行為も、「仲間だったら酒を飲めよ、飲まなかつたら明日から仲間じやない」といって飲酒を強要することも、それによって生命・健康を害する結果を招いた場合には、上記の刑法上の責任が発生することも考えられる。

(3) 【行政上の責任】・・・未成年者飲酒禁止法上の責任（前出）

5 社会・組織におけるみなさん自身の責任を自覚しよう！

みなさんは、社会的存在 → 「権利」を持ち 「義務」を負う 権利主体
ひとたび、事故・事件が発生したら、**自分の権利・義務について知らないでは済まされない！**

注意！ アルコールは、中毒症状を引き起こす薬物とも言われる。すなわち、正常な判断をすることができない状態を人為的に引き起こすからだ。結果として、過度の飲酒は、危険運転による過失致死や強姦、殺人等の犯罪等の危険への接近行為ともいえる。自らそれに近づくことも、仲間をそのような状況に近づけることも決してはならない。